

## 4 衛生費

### 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.151

0501 保健衛生事務に要する経費 11,070,000 円 (11,153,000 円)

[国・県 332,000 円 その他 4,000 円 一財 10,734,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：献血推進事業費補助金 90,000 円]

[県補：健康増進事業費補助金 172,000 円]

[県補：骨髄移植ドナー支援事業助成費補助金 70,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 4,000 円]

#### ○ 目的

保健センター全般のスムーズな取り組みと、各種事業の推進を図る。

#### ○ 内容

保健センター年間計画表を発行し、各種健康診査や検診、乳幼児の集団健診等のスケジュールを広く市民に周知する。

作成部数	48,000 部	作成委託料	872,000 円
		封入委託料	3,000 円
		折込手数料	299,000 円

[担当：保健センター] P.153

20 健康づくりに要する経費 1,124,000 円 (1,059,000 円)

[国・県 149,000 円 一財 975,000 円]

\* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 149,000 円]

#### ○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

#### ○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。糖尿病予防教室や子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育を実施する。食育活動の推進を図るため、取手市食生活改善推進協議会に健康づくり推進事業を委託する。

・健康づくり推進事業関係経費 委託料 健康づくり推進事業委託料 800,000 円

・健康教育関係経費	報償費	健康教育講師謝礼	200,000 円
	需用費	消耗品費	124,000 円

[担当：保健センター] P.153

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 27,720,000 円 (26,149,000 円)

[その他 10,367,000 円 一財 17,353,000 円]

＊ 特財積算根拠

[負担金:取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金

守谷市 6,198,192 円＋利根町 1,851,696 円＋つくばみらい市 2,317,392 円＝10,367,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間を含めた初期救急医療に対する医療の確保を図る。

○ 内容

取手市、守谷市、利根町及びつくばみらい市により、取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営を公益社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、初期救急医療体制の構築を図る。

委託料 27,720,000 円

[担当：保健センター] P.153

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 34,318,000 円 (34,329,000 円)

[その他 20,434,000 円 一財 13,884,000 円]

＊ 特財積算根拠

[負担金:常総地域病院群輪番制病院運営費負担金

常総市 5,473,949 円＋守谷市 6,676,171 円＋つくばみらい市 5,349,251 円

＋利根町 2,935,212 円＝20,434,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者(手術・入院を要する患者)の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の日中及び全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JA とりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で第二次救急医療業務を実施する。更には、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を 4 市 1 町が補助する。

参加市町：取手市 常総市 守谷市 つくばみらい市 利根町

常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,974,000 円

小児救急医療輪番制運営負担金 2,344,000 円

[担当：保健センター] P.154

4001 公的病院等運営費補助金 110,703,000 円 (109,614,000 円)

[一財 110,703,000 円]

○ 目的

公的病院等に対し運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

法人税法に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、補助金を交付する。

平成 31 年度は、茨城県厚生農業協同組合連合会 JA とりで総合医療センター及び公益社団法人取手市医師会取手北相馬保健医療センター医師会病院に補助金を交付する。

**1 保健衛生費 2 予防費**

[担当：保健センター] P.154

2001 予防接種に要する経費 221,246,000 円 (220,235,000 円)

[その他 6,000 円 一財 221,240,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,000 円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民(国民)の免疫水準を維持するために、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種(A 類疾病、B 類疾病)及び予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

**【定期予防接種】**

(A 類疾病)B 型肝炎・Hib 感染症・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア・百日せき・破傷風  
急性灰白髄炎(ポリオ)・結核(BCG)・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパ  
ピローマウイルス感染症(子宮頸がん)

(B 類疾病)季節性インフルエンザ(高齢者)・高齢者の肺炎球菌感染症

**【任意予防接種】**

ロタウイルス・おたふくかぜ・季節性インフルエンザ(小児)・高齢者の肺炎球菌感染症

平成 30 年度の風しんの流行を踏まえ、感染拡大防止のため、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかった世代に対し、31 年度から 3 年間抗体検査及び風しんの定期予防接種を実施する。

風しん対策対象者	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性
定期予防接種	抗体検査で十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者に対し原則麻しん風しん混合 (MR) ワクチンを接種

需用費 6,893,000 円

消耗品費(シール・白用紙等) 215,000 円

印刷製本費(予診票・クーポン券) 1,088,000 円

医薬材料費(薬液等) 5,590,000 円

役務費 216,000 円

賠償保険料 216,000 円

委託料 211,241,000 円

予防接種・抗体検査委託料 211,241,000 円

扶助費 524,000 円

任意予防接種助成費 2,000 円

定期予防接種助成費 522,000 円

<委託料内訳> 予防接種ワクチンの種類

(単位：人)

区分	予防接種ワクチンの種類	見込人数	助 成	
定期 予防接種	B 型肝炎	1,881	全 額	
	ヒブ	2,546	全 額	
	肺炎球菌(小児)	2,546	全 額	
	4 種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	2,546	全 額	
	3 種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)	2	全 額	
	2 種混合(ジフテリア・破傷風)	551	全 額	
	不活化ポリオ	20	全 額	
	BCG(結核)	660	全 額	
	麻しん風しん(MR) 1 期(1 歳児)・2 期(年長児) 5 期(成人)	1,469	全 額	
	麻しん 1 期(1 歳児)・2 期(年長児)	2	全 額	
	風しん 1 期(1 歳児)・2 期(年長児) 5 期(成人)	2	全 額	
	水痘	1,260	全 額	
	日本脳炎	3,043	全 額	
	HPV(子宮頸がん予防)	3	全 額	
	インフルエンザ(高齢者)	一般	15,000	一 部
		減免者	269	全 額
肺炎球菌(高齢者)	一般	1,834	一 部	
	減免者	6	全 額	
任意 予防接種	ロタウイルス	495	一 部	
	おたふくかぜ	700	一 部	
	インフルエンザ(小児)	9,254	一 部	
	肺炎球菌(高齢者)	一般	100	一 部
		減免者	5	全 額
抗体検査	風しん抗体検査	1,387	全 額	

### 1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.156

20 乳幼児健診に要する経費 13,556,000 円 (13,202,000 円)

[国・県 2,460,000 円 その他 12,000 円 一財 11,084,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 1,230,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 1,230,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 12,000 円]

○ 目的

家庭訪問、乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、保護者との信頼関係を築きながら、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

○ 内容

(1)家庭訪問

・生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、安心して子育てができるように支援している。地区担当保健師・保育士等の赤ちゃん訪問員が訪問する。

・他市町村の依頼により、里帰りしている産婦・乳児の訪問も実施している。

・特定妊婦や要支援ケース、虐待ケースには地区担当保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

(2)健康診査

4か月児、1歳6か月児及び3歳5か月児を対象に健康診査を実施する。

4か月児健康診査: 身体計測、診察(内科)、離乳食指導、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1歳6か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布

3歳5か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布、視能訓練士による視力検査、尿検査

・4か月児健診関係経費	報酬:医師報酬 21,000円×24回	504,000円
	需用費:消耗品費	34,000円
・1歳6か月児健診関係経費	報酬:医師報酬 21,000円×52回	1,092,000円
	報償費:心理発達相談員・歯科衛生士謝礼	1,404,000円
	需用費:消耗品費、医薬材料費	135,000円
・3歳5か月児健診関係経費	報酬:医師報酬 21,000×54回	1,134,000円
	報償費:心理発達相談・視能訓練士・歯科衛生士謝礼	1,698,000円
	需用費:消耗品費、印刷製本費	139,000円
	委託料	20,000円

(3)育児相談

乳幼児を対象に児が健やかに成長を遂げることが出来るように育児に関する心配事や不安についての相談を実施する。保健師だけではなく栄養士・歯科衛生士・心理士と連携しながら相談業務を行う。また、地域の身近な場所で相談が受けられるように各地域子育て支援センターでも相談を実施。

・育児相談関係経費 報償費:心理発達相談員・歯科衛生士・栄養士謝礼: 344,000円

[担当：保健センター] P.158

21 母子保健に要する経費 87,709,000円(86,433,000円)

[国・県 8,298,000円 その他 879,000円 一財 78,532,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：産後ケア事業補助金 2,204,000円]

[国補：産婦健康診査補助金 3,300,000円]

[国補：未熟児養育医療負担金 1,691,000円]

[県補：地域少子化対策重点推進交付金 258,000円]

[県補：未熟児養育医療負担金 845,000円]

[負担金：未熟児養育医療保護者負担金 672,000円]

[諸収入：講座参加個人負担金 207,000円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理と児の健全な成長発達及び保護者への教育や育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1)妊婦父親教室

・プレママ教室・プレパパ教室

妊娠5・6か月頃の妊婦、又はその配偶者を対象とした妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

教室名	回数
プレママ教室	3回コース×4回
プレパパ教室	5回

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土曜日に開催する。

・とりでスマイルメール

妊娠期から出生後3歳の誕生日を迎えるまで、妊娠週数や月齢に応じた育児情報についてメールマガジンで配信し、安心して出産・子育てができるように支援する。

(2)母子健康教育

・1歳児歯みがき教室

1歳児を対象に予約制で実施する。育児相談・栄養相談・歯科相談を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

・離乳食教室

前期(5～6か月頃)・後期(9～10か月頃)を対象に予約制で実施する。離乳食の試食や離乳食の進め方等の相談を通し、育児の支援をしていく。

・レッツトライ高校生講座

市内の高校生に対し、妊娠・出産の知識や男女のからだのしくみ、予防できる病気や感染症についての正しい知識を理解し、望ましい時期に望ましい妊娠ができる教育と赤ちゃんとのふれあい体験を通して、自分のライフプランを考える。

・BPプログラム

生後2～5か月の第1子を育てている母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子

育ての知識」を BP プログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児スキルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

### (3) 妊婦・乳児健康診査

#### ・妊婦健康診査

14 回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に、相談、支援、指導を行い、母子の健やかな経過を支援する。

#### ・新生児聴覚検査事業(新規事業)

初回検査と再検査に対し公費負担を実施し、聴覚障害の早期発見、早期治療を図る。

#### ・産婦健康診査事業

産後初期段階で健康診査（出産後 2 週間及び 1 か月の 2 回）を実施し、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を行い、母子への心身のケア（産後ケア）などの支援につなげる。

国からの 1/2 国庫負担(補助)金の交付対象事業。

#### ・産後ケア事業

出産後、おおむね 4 か月までの子育てや産後の体調不良があるが、身近な方から家事や育児の援助を受けられないなどの場合、医療機関でデイケア(通所)とショートステイ(宿泊)の利用を通して、安心して子育てができる育児支援をしていく。自己負担金あり。

国からの 1/2 国庫負担(補助)金の交付対象事業。

#### ・乳児健康診査

乳児期に第 1 回(3~7 か月の間)、第 2 回(8~11 か月の間)の 2 回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認する。

### (4) フォローアップ教室

#### ・親子教室

1 歳 6 か月児健康診査、3 歳 5 か月児健康診査の結果、発達の遅れや偏りが心配される児や不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、各課専門スタッフがかわり、より良い対応やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時には、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

#### ・親支援グループミーティング

家庭訪問や乳幼児健康診査で把握した育児不安や虐待の心配が予測される母親に対して、月 1 回程度のミーティングを開催する。グループミーティングの手法を用いて、自己を見つめ直し、育児不安や虐待リスクの軽減を図る。

### (5) 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

未熟児養育医療については国庫負担(補助)金の交付対象となっており、養育医療給付事業負担金のうち国が 1/2、県と市が 1/4 ずつ負担する。

### (6) 特定不妊治療費助成費

特定不妊治療に要した費用のうち、茨城県から受けた助成額を控除した額について、市も助成を行う。

対象者:特定不妊治療の必要のある夫婦(夫婦合算の所得制限あり、茨城県不妊治療費助成事業補助金の交付決定を受けていること)

・妊婦父親教室関係経費	委託料:メール管理委託料	746,000円
・妊婦・乳児健康診査関係経費	委託料:新生児聴覚検査委託料	2,450,000円
	妊婦健康診査委託料	53,160,000円
	乳児健康診査委託料	5,889,000円
	産婦健康診査委託料	4,620,000円
	産後ケア事業委託料	4,320,000円
・未熟児養育医療関係経費	扶助費:未熟児養育医療	4,055,000円
・特定不妊治療関係経費	扶助費:特定不妊治療	4,000,000円

## 1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当:保健センター] P.160

20 生活習慣病対策検診に要する経費 43,259,000円 (43,476,000円)

[国・県 2,262,000円 その他 191,000円 一財 40,806,000円]

\* 特財積算根拠

[県補:健康増進事業費補助金 2,262,000円]

[諸収入:喀痰検査費用自己負担金 75,000円]

[諸収入:大腸がん検診費用自己負担金 115,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 1,000円]

### ○ 目的

検診により自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進を図る。

### ○ 内容

健(検)診受診率向上対策としては、特に20～39歳の女性へのアプローチを強化して実施する。20～39歳の女性へ健診個別通知を行い、ヘルスアップ健診、子宮がん検診、乳がん検診が同時に実施できるレディースデイ健診を集団健診(託児付)及び医療機関委託健診で実施する。また、平成30年度より乳がんの啓発に関して、「乳がんチェックシート」を活用し自己触診法を広く普及する。

平成30年度に開始した国民健康保険被保険者と後期高齢者医療保険被保険者に対する、自己負担500円での健(検)診について、受診率の向上を図る。なお、国民健康保険被保険者の経費は国民健康保険特別会計より支出する。

・骨粗鬆症検診関係経費	需用費(消耗品費)	30,000円
	委託料(100人)	190,000円
	健康運動指導士委託料	16,000円
・乳がん検診関係経費	報償費(保育士謝礼)	36,000円
	需用費(消耗品費)	213,000円
	委託料(超音波・X線 1,560人)	5,256,000円
・胃がん検診関係経費	委託料(700人)	2,947,000円
・子宮がん検診関係経費	需用費(印刷製本費)	13,000円
	委託料(1,129人)	6,258,000円
	扶助費(クーポン対象者1人)	2,000円
・大腸がん検診関係経費	賃金	600,000円



	委託料(1,750人)	2,882,000円
・肺がん検診関係経費	委託料 肺がん検診(5,110人)	8,131,000円
	喀痰検査(130人)	475,000円
・健康診査関係経費	報償費 事後指導講師謝礼	120,000円
	需用費(消耗品費)	18,000円
	委託料 ヘルスアップ健診(420人)	3,050,350円
	肝炎ウイルス検診(369人)	1,102,870円
・前立腺がん検診関係経費	委託料(1,265人)	2,637,000円
・歯科保健関係経費	報酬(歯科医師報酬)	126,000円
	報償費(歯科衛生士謝礼)	16,000円
	需用費(歯周疾患検診問診票等)	129,000円
	役務費(歯周疾患検診個別通知郵送代)	687,000円
	委託料(321人)	1,381,000円
・レディースデイ健診	報償費(保育士)	96,000円
	需用費(消耗品費)	2,000円
	委託料(497人)	6,844,000円

[担当：保健センター] P.163

2401 精神保健事業に要する経費 1,347,000円(1,111,000円)

[国・県 897,000円 一財 450,000円]

\* 特財積算根拠

[県補：地域自殺対策強化事業費補助金 897,000円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに、精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し自殺予防及び精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月1回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内における自殺予防対策会議にて、検討実施していく。自殺予防週間・月間に、街頭キャンペーンを実施し、市民への普及啓発を進める。地域における見守りと気付きに重点をおき、身近な相談者を増やすため、ゲートキーパー養成講座・ミニ講座を継続して開催していく。

メンタルチェックシステム「こころの体温計」を用い、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報を提供できる体制を整える。

- ・報償費(医師謝礼、ゲートキーパー養成講座講師謝礼) 500,000円
- ・旅費(交通費) 2,000円
- ・需用費(消耗品費・印刷製本費) 733,000円
- ・委託料(メンタルチェックシステム「こころの体温計」) 112,000円

## 1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当：保健センター] P.164

2001 保健センター管理運営に要する経費 7,043,000円(6,885,000円)

[一財 7,043,000円]

### ○ 目的

保健センターで行う乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などのため、良好に施設の状態を保つよう維持管理を図る。

### ○ 内容

乳幼児健診、健康教育及び各種がん検診などを快適かつ円滑に行うため、衛生的な施設を維持するための清掃管理業務等を実施する。

需用費(光熱水費等)	2,165,000円
委託料(施設維持管理委託料)	2,918,000円

## 1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P.165

1101 取手市環境審議会に要する経費 161,000円(282,000円)

[一財 161,000円]

### ○ 目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

### ○ 内容

審議会は、次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項。
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項。

#### ・報酬(環境審議会委員報酬)

委員長 @6,700×1人×4回= 26,800円

委員 @6,300×5人×4回= 126,000円

#### ・旅費(費用弁償)

委員 @2,000×1人×4回= 8,000円

[担当：環境対策課] P.165

2101 犬猫対策に要する経費 3,176,000円(3,195,000円)

[その他 2,441,000円 一財 735,000円]

#### \* 特財積算根拠

[手数料:犬登録手数料 (交付) @2,000×350件= 700,000円

(再交付) @1,000×20件= 20,000円]

[手数料:注射済票交付手数料 (交付) @400×4,300件= 1,720,000円

(再交付) @200 × 5 件 = 1,000 円]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

○ 内容

- ・犬の登録及び鑑札の交付、手数料徴収事務。
- ・狂犬病予防注射(集合注射)の実施、注射済票の交付、手数料徴収事務。
- ・路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。
- ・犬の登録、狂犬病予防、ペットの飼い方等について広報、啓発を行う。
- ・動物愛護団体との連携の一環として、犬猫の引取りに必要となるフードを支給する。
- ・動物愛護協議会の事務局活動。

[担当：環境対策課] P. 166

2201 公衆トイレ管理に要する経費 7,623,000 円 (7,478,000 円)

[一財 7,623,000 円]

○ 目的

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを清潔に保ち、常に衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

○ 内容

取手駅西口公衆トイレ及び藤代駅南口公衆トイレを毎日(1月1日は除く)清掃する。また、機器保守点検(取手駅西口公衆トイレ)及び機械警備(藤代駅南口公衆トイレ)を実施する。

[担当：環境対策課] P. 166

2301 雑草除去に要する経費 3,682,000 円 (3,253,000 円)

[その他 3,682,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：草刈受託収入 3,682,000 円]

○ 目的

空き地が雑草等により不良な状態とならないようにし、安全で清潔な生活環境を保持する。

○ 内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による雑草等の除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当：環境対策課] P. 166

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 38,980,000 円 (38,964,000 円)

[その他 25,000,000 円 一財 13,980,000 円]

\* 特財積算根拠

[諸収入：取手市外 2 市火葬場組合事務費 25,000,000 円]

○ 目的

取手市外2市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。

【火葬場組合負担金】

(単位:千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	負担割合
取手市	9,014	29,966	38,980	43.2 %
守谷市	9,014	18,764	27,778	30.8 %
つくばみらい市	9,014	14,376	23,390	26.0 %
計	27,042	63,106	90,148	100.0 %

[担当：環境対策課] P. 167

3001 環境基本計画推進に要する経費 537,000円 (4,652,000円)

[その他 130,000円 一財 407,000円]

\* 特財積算根拠

[繰入金:環境基金繰入金 130,000円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進する。

○ 内容

環境基本計画に基づき、地域の環境を保全するための施策を推進し、その進捗状況や取組による効果を検証し、見直しを行う。

・ 報償費(環境講座講師謝礼)

環境講座講師謝礼 @20,000×4=80,000円

・ 旅費(普通旅費) 12,000円

・ 需用費(消耗品費)

環境講座等消耗品代 65,000円

・ 負担金、補助及び交付金

取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金 350,000円

コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム負担金 30,000円

[担当：環境対策課] P. 167

3601 緑のカーテン推進に要する経費 225,000円 (231,000円)

[一財 225,000円]

○ 目的

夏季の冷房に使用するエネルギーを減らし、二酸化炭素の排出削減につなげて地球温暖化防止に役立てるため、緑のカーテンの推進を図る。

○ 内容

緑のカーテンは、建物の南側にネットを張り、つる性の植物を這わせて日射しを遮ることにより、室内の温度を下げる。

緑のカーテンを公共施設(福祉交流センター、各小中学校、各公民館など)で率先的に実施し、一般家庭への普及を図る。また、広報紙でのPRや緑のカーテンコンテストを実施する。

[担当：環境対策課] P.168

3801 地球温暖化対策の推進に要する経費 40,000円(158,000円)

[一財 40,000円]

○ 目的

市民、事業者、団体、そして市などあらゆる主体が地球温暖化に対する意識を高め、相互に連携して対策を推進する。

○ 内容

地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性に関する情報提供や普及啓発を実施する。

・ 需用費 消耗品費 40,000円

## 1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P.168

2001 公害対策事業に要する経費 4,460,000円(4,360,000円)

[その他 100,000円 一財 4,360,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料:土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可申請手数料 100,000円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業所に指導を行う。

○ 内容

(1) 水質汚濁防止対策

① 公共用水域の水質観測

市内河川(相野谷川、北浦川、西浦川)及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

② 古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

③ 井戸水検査

市内全域から選定した井戸を対象に水質検査を行い、地下水の汚染状況を把握する。

④ 産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2) 騒音・振動防止対策

① 自動車騒音の常時監視(平成24年4月県から権限移譲された)

環境省の処理基準により、騒音測定、交通量調査、沿道条件調査を行い、騒音レベルの推計(面的評価)を行い、結果を環境省に報告する。

[担当：環境対策課] P. 168

2501 放射能対策に要する経費 10,264,000円(15,676,000円)

[国・県 8,082,000円 その他 9,000円 一財 2,173,000円]

\* 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 6,325,000円]

[国補：消費者行政推進交付金事業費補助金 1,757,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 9,000円]

○ 目的

除染作業が終了した子ども関連施設の事後モニタリング測定を継続して実施し、除染効果の維持状況を確認するとともに、測定結果をホームページで公表し住民の安心感の醸成を図る。

また、学校や保育所(園)の給食が安全な食材が使用されていることを再確認し、安心して子ども達に給食を食べてもらえるよう給食食材の放射性物質検査を継続して実施する。合わせて家庭菜園等で採取した市民持ち込み食材の放射性物質検査を継続して実施し、食の安全・安心を確保する。

○ 内容

《除染関連事業》

- ・ 除染実施後モニタリング業務委託料 6,127,000円
- ・ 放射線測定器校正手数料(2台分) 172,800円
- ・ 放射能講演会講師謝礼(1回分) 50,000円

《放射能食材検査》

- ・ 給食食材検査関係公用車リース料 189,000円
- ・ 放射性物質検査機器校正手数料(2台分) 345,600円
- ・ 食材検査員報酬(3名分) 3,076,000円

## 2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P. 170

2001 清掃事業に要する経費 8,351,000円(8,917,000円)

[その他 420,000円 一財 7,931,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：生活雑排水汲取手数料 @5,000×7台×12ヶ月=420,000円]

○ 目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

○ 内容

- ・ 地区清掃により発生した、汚泥が入った土のう袋を収集し処分を行う。
- ・ 生活雑排水を浸透櫛で処理している家庭のうち、浸透櫛で処理しきれない雑排水の汲み取りを行う(汲取り戸数8戸)。

[担当：環境対策課] P. 170

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 382,000円(535,000円)

[一財 382,000円]

○ 目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決により、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

○ 内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び廃棄物減量等推進員と連携を取り、市内の不法投棄の監視及び早期発見を目的とし、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動を行う。

[担当：環境対策課] P. 171

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 15,972,000 円 (15,975,000 円)

[国・県 10,922,000 円 その他 56,000 円 一財 4,994,000 円]

\* 特財積算根拠

[国補:循環型社会形成推進交付金 (15,033,000 円×1/3)+(30,000 円×10 基)  
=5,311,000 円]

[県補:合併処理浄化槽設置事業費補助金 (15,033,000 円×1/3)+(60,000 円×10 基)  
=5,611,000 円]

[手数料:一般廃棄物許可申請手数料 56,000 円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去を促進する。

## 2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P. 171

2001 じん芥収集に要する経費 362,029,000 円 (357,756,000 円)

[その他 13,309,000 円 一財 348,720,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:一般廃棄物許可申請手数料 59,000 円]

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 4,388,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 14,000 円]

[諸収入:資源物売却代 8,848,000 円]

○ 目的

家庭ごみの収集運搬を実施することにより市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を業者に委託して実施する。また、5 種 16 分別による収集を行い、ごみの減量及びリサイクル推進を図る。

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ		資源物									
			乾電池・体温計	蛍光管	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他の色ビン	新聞紙	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	古着	容器包装

じん芥収集運搬委託料 354,212,000 円

公用車リース料 760,000 円

非常勤作業員報酬(2名分) 4,780,000 円

[担当：環境対策課] P.172

2101 ごみ処理事務に要する経費 6,652,000 円 (6,651,000 円)

[その他 6,612,000 円 一財 40,000 円]

\* 特財積算根拠

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 6,612,000 円]

○ 目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進して清潔で快適な生活環境を保持する。また常総環境センター及び広域4市で連携を図りながらごみ処理に関する情報交換や、将来の方向性を協議する。

○ 内容

- ・ごみの排出抑制及び資源の再使用・再生利用について、広報等を通じて市民に啓発し、循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの受付事務に非常勤職員を採用して迅速に対応する。
- ・茨城県清掃協議会主催の研修に参加し、各会員との情報交換をとおり清掃事業の見識を広める。

## 2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P.172

2001 ごみ減量推進に関する経費 9,648,000 円 (9,782,000 円)

[一財 9,648,000 円]

○ 目的

ごみの減量及び資源の有効利用とったりサイクル推進に関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1で1世帯1基まで限度額20,000円を交付する。

資源回収助成金は、自治会、子供会及びPTA等の団体に対して、自主的に回収した資源物について1kg当たり4円を助成し、その資源回収団体から依頼を受けた資源回収業者についても、回収量に応じて1kg当たり1円の助成金を交付する。



## 2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P.174

2001 し尿処理事業に要する経費 36,337,000円(40,311,000円)

[その他 24,400,000円 一財 11,937,000円]

\* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 24,400,000円]

### ○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

### ○ 内容

市内の汲取り式トイレのし尿汲取りを定期的を実施する。また、世帯の希望や災害時などの必要に応じて、臨時の汲取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

《汲取実施戸数及び人数の見込み》

・定額制 1,000人 ・特別加算 270戸 ・従量制 7,700本

[担当：環境対策課] P.174

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 122,218,000円(126,691,000円)

[一財 122,218,000円]

### ○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

### ○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

建設費分 26,300,000円

一般経費分 95,918,000円

### 分 担 金 表

(単位：千円)

No	市町村名	建設費分	一般経費		平成31年度 分担金	全体比 (%)	平成30年度 分担金	比 較
			一般経費分	工事費分 (基幹的設備 改良工事費)				
1	龍ヶ崎市	13,765	56,581	2,842	73,188	17.3	72,616	572
2	牛久市	8,952	32,031	1,609	42,592	10.1	43,578	△986
3	取手市	26,300	91,332	4,586	122,218	28.9	126,691	△4,473
4	利根町	2,720	10,972	551	14,243	3.4	14,720	△477
5	河内町	4,719	19,652	987	25,358	6.0	24,797	561
6	稲敷市	19,913	50,018	2,512	72,443	17.1	74,727	△2,284
7	美浦村	6,897	17,057	857	24,811	5.9	26,689	△1,878
8	阿見町	9,643	36,357	1,826	47,826	11.3	49,085	△1,259
計		92,909	314,000	15,770	422,679	100.00	432,903	△10,224

### 3 上水道費 1 上水道費

[担当：環境対策課] P.174

2001 茨城県南水道企業団児童手当負担金 1,137,000 円 新規

[一財 1,137,000 円]

#### ○ 目的

地方公営企業職員に係る児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に規定する児童手当の給付に要する経費の一部を負担する。

#### ○ 内容

負担金の対象となる経費は、国の繰出し基準に基づき、茨城県南水道企業団職員に係る児童手当に要する経費の合計額。

- ・ 3 歳に満たない児童に係る給付に要する経費の 15 分の 8
- ・ 3 歳以上中学校終了前の児童に係る給付に要する経費
- ・ 負担割合は、当該年度の 4 月 1 日現在の給水人口割合により構成市町で按分